

信用取引規定について

新旧対照表

※下線部が改訂箇所

新	旧
<p>(委託保証金の最低維持率)</p> <p>第8条 お客様が建玉を維持するために必要な委託保証金の率(以下「最低維持率」といいます。)は20%(30万円を下回る場合は30万円)とします。</p> <p>2 委託保証金が前項の最低維持率又は30万円を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日<u>12時</u>までに、当該最低維持率又は30万円を上回るために追加で差し入れることが必要な委託保証金の額(以下「追証金額」といい、追加の委託保証金の差し入れが必要になる状態を以下「追証」といいます。)以上の委託保証金を、追証・不足金画面等をご自身で確認のうえ、当社からの請求の有無に関わらず信用取引口座に差し入れるものとします。なお、追証発生時からその差入時限までの間に、建玉の一部を反対売買した際は当該反対売買した建玉の約定価額に20%を乗じた額を追証金額から控除するものとします。また、お客様から差入時限までに追証にかかる委託保証金の差し入れがない場合、当社は、お客様の口座における全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買又は現引若しくは現渡することにより決済することができるものとします。</p> <p>(現行通り)</p>	<p>(委託保証金の最低維持率)</p> <p>第8条 お客様が建玉を維持するために必要な委託保証金の率(以下「最低維持率」といいます。)は20%(30万円を下回る場合は30万円)とします。</p> <p>2 委託保証金が前項の最低維持率又は30万円を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日<u>15時30分</u>までに、当該最低維持率又は30万円を上回るために追加で差し入れることが必要な委託保証金の額(以下「追証金額」といい、追加の委託保証金の差し入れが必要になる状態を以下「追証」といいます。)以上の委託保証金を、追証・不足金画面等をご自身で確認のうえ、当社からの請求の有無に関わらず信用取引口座に差し入れるものとします。なお、追証発生時からその差入時限までの間に、建玉の一部を反対売買した際は当該反対売買した建玉の約定価額に20%を乗じた額を追証金額から控除するものとします。また、お客様から差入時限までに追証にかかる委託保証金の差し入れがない場合、当社は、お客様の口座における全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買又は現引若しくは現渡することにより決済することができるものとします。</p> <p>(現行通り)</p>
<p>(2019年7月)</p>	<p>(2019年6月)</p>

以上